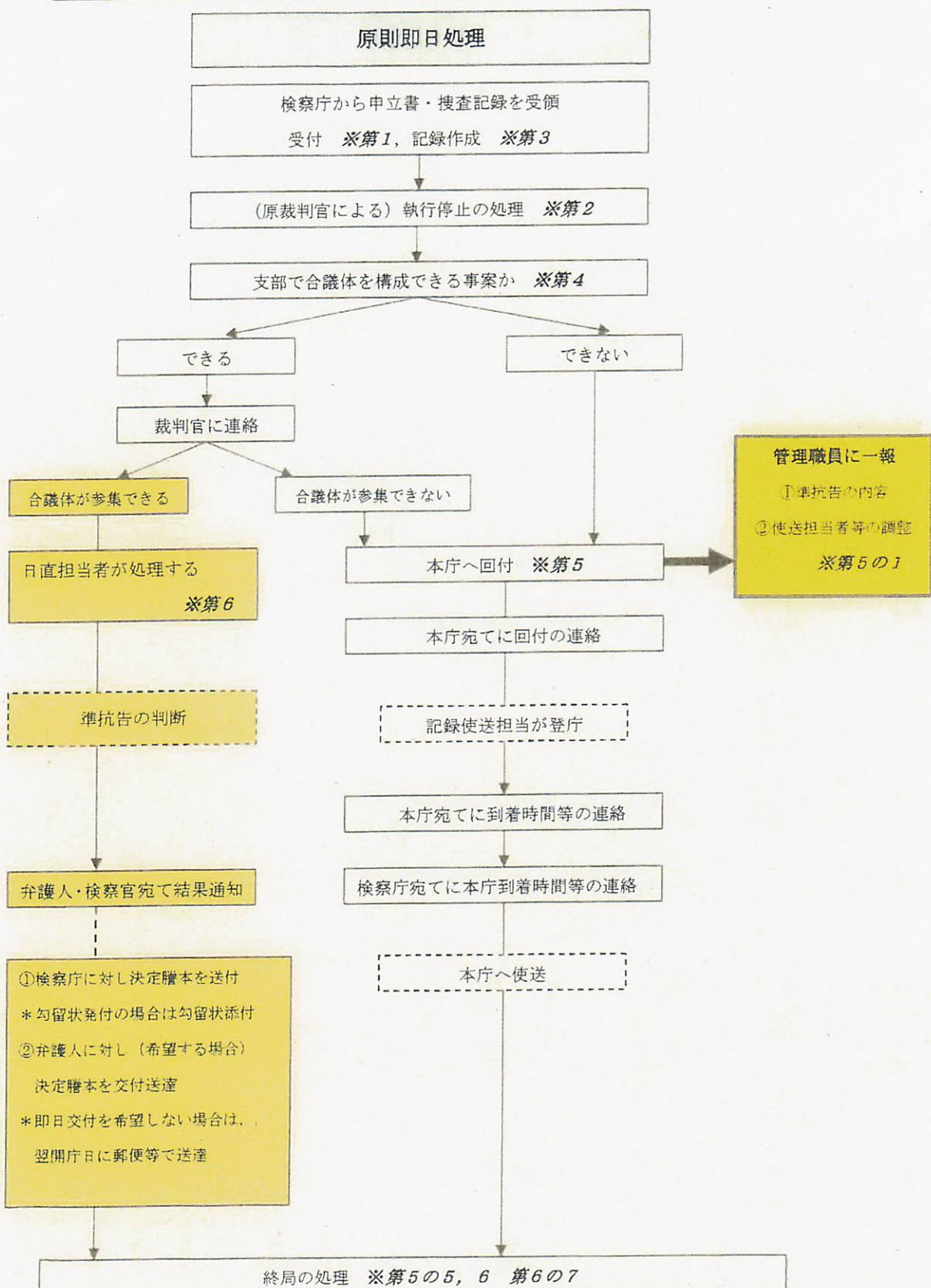


検察官からの準抗告申立て処理手順フローチャート



検察官からの準抗告申立て処理手順

検察官申立て事案の多くは、勾留を却下した場合にこれを不服して行ういわゆる「勾留却下に対する準抗告申立て」です。

通常は、勾留を却下した同日に千葉地方裁判所八日市場支部宛てに準抗告の申立てがなされ、同時に「裁判の執行停止申立て」がなされるため、原則として即日処理する必要があります。

本手順では、勾留却下の裁判に対する準抗告申立てを前提に処理手順を説明します。

なお、検察官からは、接見禁止等請求又は勾留延長を却下した場合にもこれを不服として、準抗告の申立てがなされる場合がありますが、処理方法は、同様となりますので、本手順書を参照してください。

また、本手順書の [] を利用する処理は、「[] 早見表」 [] を参照してください。

第1 受付する

- 1 検察庁から準抗告申立書及び捜査記録の交付を受けた場合は、形式的記載事項を点検し、申立書に受付印を押し、地裁、符号（む）で立件する。
(別添「検察官からの準抗告申立書見本」参照)。

2 []

第2 裁判の執行停止の処理を行う

「勾留却下の裁判に対する準抗告申立て」の場合、「裁判の執行停止申立て」が同書面でなされることが多く、速やかに処理する必要があります。

裁判の執行停止の申立てについては、当庁では原則として、原決定（勾留）を担当した裁判官（以下「原裁判官」という。）が判断することになります（別添「見本記録」参照）。

1 申立通知を行う

(1) 原裁判官に対する通知

準抗告申立書写しを原裁判官に交付する方法により通知する（原裁判官不在時は、机上に配布）。通知したことを申立書の余白に付記する。

(2) 弁護人に対する通知

被疑者に弁護人が付いている場合は、弁護人選任届や意見書に記載された連絡先宛てに、「検察官から勾留却下に対する準抗告の申立て及び裁判の執行停止の申立てがなされたこと」を電話により通知する。

なお、連絡が取れない場合は、次の処理に進む。

2 原裁判官において執行停止の判断を行う

(1) 執行停止の裁判を許可する場合

八日市場簡裁の原裁判官が許可すると判断した場合は、簡裁名義の執行停止決定書を起案する。

なお、決定書の起案は、決定書ひな形（帳票ファイルに保管）を利用して手書きで作成するか、[REDACTED]
[REDACTED]を利用する。

決定書決裁が完了したら、執行停止決定謄本（1通）を作成し、[REDACTED]に備付の「事件関係送付簿（日直用）」を使用して検察庁に送付し、決定書原本の余白に「即日検察庁に謄本送付済 裁判所書記官⑩」と付記する。

被疑者及び弁護人（付されている場合）に対する告知用として、決定謄本（各1通）を作成する。

(2) 執行停止しない場合

申立書の余白に「職権を発動しない」のゴム印及び裁判官記名印を押し、決裁をもらう。

八日市場簡裁の原裁判官が判断する場合は、刑事係備付の簡裁用職権不発動のゴム印を利用する。

検察庁に対し、職権発動をしない旨を電話で通知し、申立書余白に通知したことと付記する。

職権発動しない場合、被疑者（弁護人）に対する通知は不要。

第3 準抗告の記録を作成する

1 [REDACTED]

①表紙（普通紙）、②申立書及び添付書類一式、③執行停止決定原本、④裏表紙（厚紙）を編年体で編綴する。

※裏表紙（厚紙）、綴り紐は[REDACTED]に保管。

記録の作成に当たっては備付の見本記録を参照する。

2 回付する場合は、回付記録送付書及び受領書を作成する。

当庁の取扱では、準抗告の処理において「回付書」の作成は要しない。

回付記録送付書及び受領書は、[REDACTED]に保管されているものを利用するか、-[REDACTED]
[REDACTED]を利用して作成する。

第4 合議体の構成を検討

勾留を担当した裁判官から八日市場支部で合議体を構成できるか、本庁に回付する必要があるかを判断します。

1 簡裁判事が判断した事案

→原則として八日市場支部で合議体を構成する。

ただし、合議体を構成する裁判官と連絡が取れない場合（出勤不可の場合）

→本庁に回付

2 簡裁判事以外が判断した事案

→本庁に回付

第5 本庁に回付する場合の処理手順

1 使送担当者等を調整するため管理職員に連絡を入れる

可能な限り速やかに「緊急時等連絡先」（日直ファイル）に記載されている管理職員に電話連絡を入れ、準抗告の申立てがなされたこと等を伝達し、記録の使送担当者等について指示を仰ぐ。

なお、記録の使送は、原則として、日直担当者以外の者において対応する。

2 本庁当直員宛てに連絡する

(1) 準抗告の申立てを本庁に回付する旨の第一報（勾留日、罪名、何に対する準抗告
申立てか）を入れる [REDACTED]。

管理職員の日直員が在席する場合は、その者宛てに伝達することが望ましい。

(2) 準抗告申立ての詳細は、申立書一式の写しを本庁当直室宛てにFAX送信（短縮登録あり）する方法により連絡する。

(3) 記録の準備及び使送担当者の調整が整い次第、出発時刻及び到着見込時間を連絡する。

3 檢察庁に連絡する

本庁に回付する旨及び記録到着見込時間を連絡するとともに、その後の処理については、千葉地裁本庁当直員との間で調整をお願いする旨を伝える。

4 記録を交付し使送を依頼する

使送担当者が登庁したらこれまでの進捗状況を報告し、①申立書等の一件記録、及び②検査記録に③回付記録送付書（受領書添付）を添えて使送を依頼する。

5 [REDACTED]

6 本庁とのやり取りで使用した申立書等の写し一式は、日直用引継箱に保管する。

第6 八日市場支部で準抗告を処理する場合の手順

簡裁判事が判断した事案であり、地裁裁判官がいずれも登庁できることが確認できた場合、日直担当者は、前記第1から第3までの処理を行い、速やかに判断ができるよう準備を進めてください。

なお、準抗告の判断は、千葉地方裁判所八日市場支部名義で行うことから、以下の処理については、いずれも地裁名義で行うことに留意してください。

1 準備

裁判官が登庁したら、準抗告申立書一式及び捜査記録を交付し、決定書草稿の起案を待つ。

2 決定書起案

決定書草稿の形式的記載事項及び誤字脱字等を確認し、原本作成を依頼する。

3 決定書謄本作成

決定書謄本作成用の決定書写しの交付を受け、謄本を作成する。

決定書において、申立書記載の申立ての趣旨及び理由を引用している場合は、申立書の写しを作成し、謄本に添付する。なお、原本に添付する必要はない。

職務上、地裁用職印を管理していない職員は、刑事係用の職印を利用して謄本を作成する。

※職印の保管場所は、別添「刑事係地裁用職印保管場所」のとおり。

なお、契印機を利用する場合は、刑事係備品を利用することができます。

4 原裁判を取消し勾留状を発付する場合

(1) 原裁判を取消し、勾留状を発付する場合は、裁判長名義の勾留状を作成する。

勾留状は、通常の勾留状と同様に [REDACTED] を利用できるが、

[REDACTED] で裁判官欄を「裁判長裁判官●●●●」

前記勾留状に添付する被疑事実の要旨は、[REDACTED]

(2) 勾留質問時に勾留通知を希望していた場合は、通知を行う。

(3) 被疑者国選弁護人選任請求がある場合は、新たに発付した勾留状に基づき、通常と同様の手順で選任依頼の手続を開始する。

5 檢察庁に対する通知

検察官に対しては、終局結果を電話連絡し、決定書謄本(①棄却決定の場合は1通、

②原裁判取消の場合は2通及び勾留状1通)を [REDACTED] の「事件関係送付簿(休日用)」を利用して、捜査記録とともに検察庁に送付する。

6 弁護人に対する通知

被疑者に弁護人が付いている場合、把握している連絡先に電話を入れ、終局結果を伝達する。連絡先に電話がつながらず、かつ、携帯電話などの緊急連絡先が分からな

い場合は、翌開庁日に刑事係で行うので、メモなどの方法でその旨を引き継ぐ。

決定謄本の送達について、弁護人が希望する場合は、交付送達報告書を利用して交付送達するが、特段希望しない場合は、翌開庁日に刑事係が送達するので、日直用引継箱に入れてその旨を引き継ぐ。

7 終局処理

- (1) [REDACTED]
- (2) 被疑者宛ての決定書謄本は翌開庁日に刑事係において送達するので、謄本(1通)を作成し、一件記録とともに日直用引継箱に保管する。

検察官からの準抗告申立書見本

準抗告及び裁判の執行停止申立書（甲）

平成28年2月27日

千葉地方裁判所八日市場支部 御中

千葉地方検察府八日市場支部
検察官 検事 和光研司

被疑者甲野次郎に対する傷害被疑事件について、八日市場簡易裁判所裁判官乙田一子が平成28年2月26日になした勾留請求却下の裁判に対し上記のとおり準抗告を申し立て、併せて上記裁判の執行停止を求める。

第1 申立ての趣旨

- 被疑者は、罪を犯したと疑うに足りる相当の理由があるのみならず、刑事訴訟法50条1項第2、3号該当することが頗るあるのに、これらを必要なしとして勾留請求を却下したことは、判断を誤ったものであるから、上記裁判を取り消した上、勾留状の発付を求める。
- 上記勾留請求却下の裁判により直ちに被疑者を釈放するときは、本件準抗告が容認されても被疑者が家族と謀って罪証を隠滅し、あるいは刑責を逃れるため逃走するなど、事後の捜査に重大な支障を来すおそれがあるので、本件準抗告の裁判があるまで勾留請求却下の裁判の執行停止を求める。

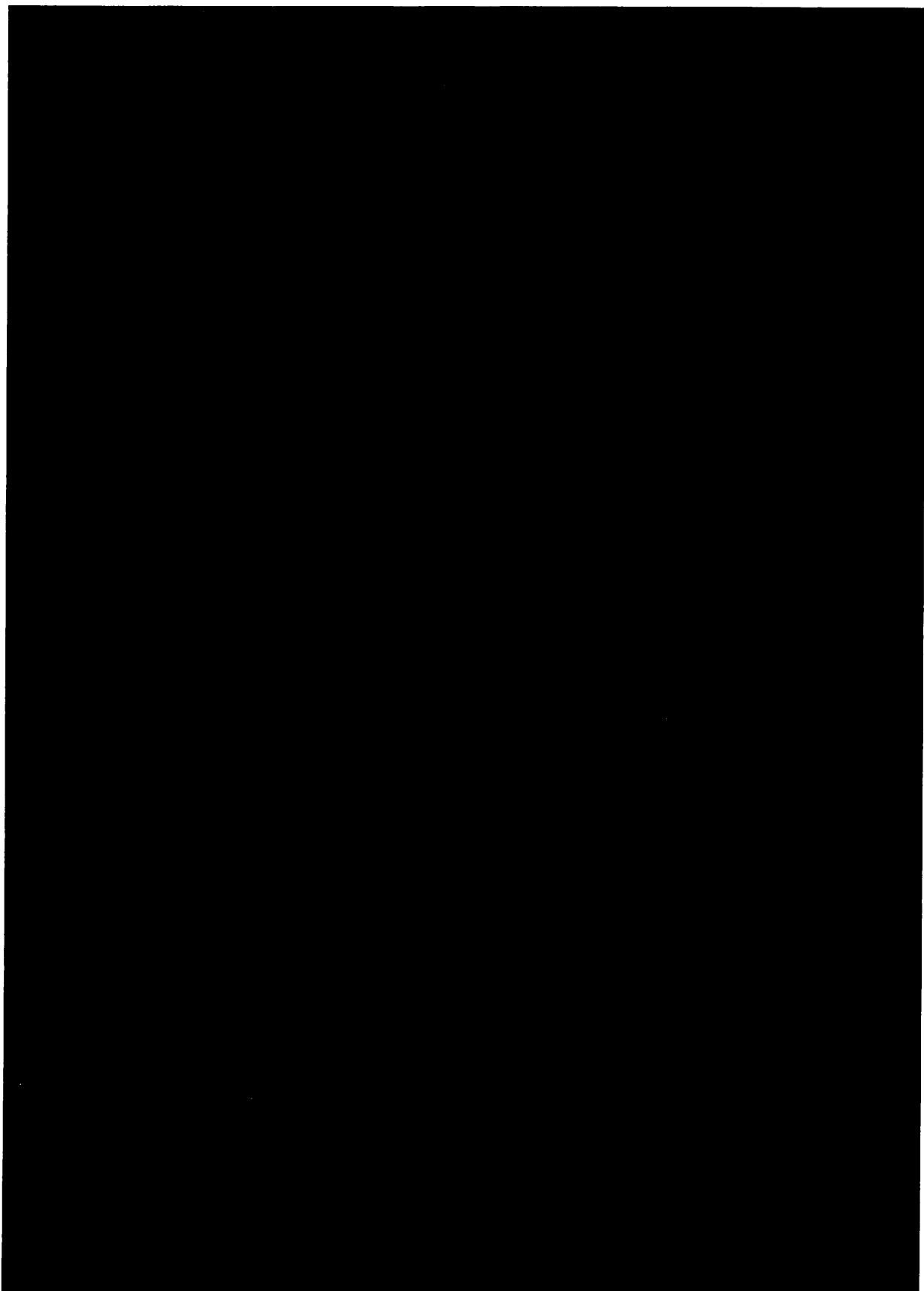
第2 理由

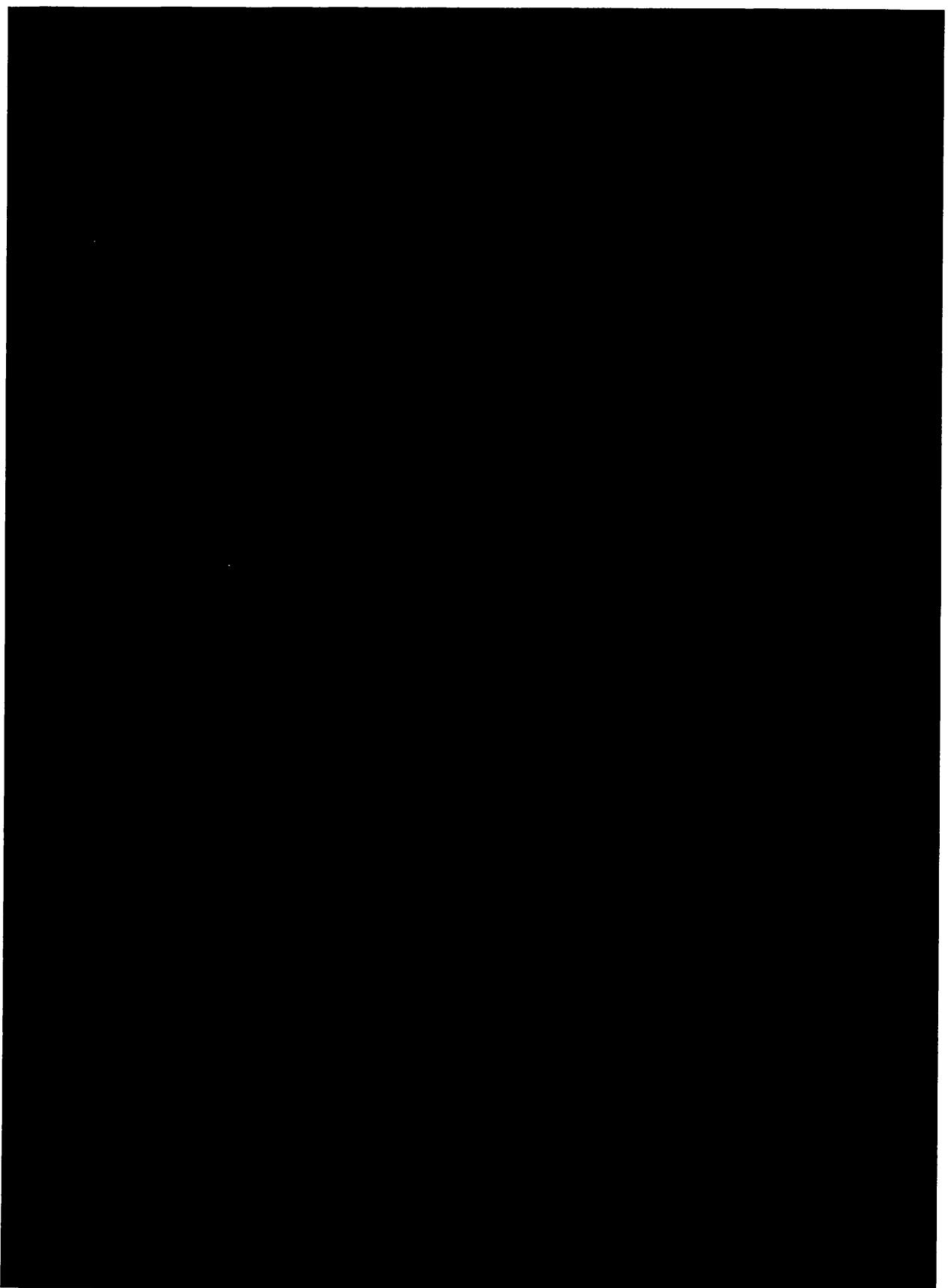
別紙のとおり



即日原裁判官に通知済
裁判所審記官

- 宛名が地裁支部になっていることを確認
- 申立て資格者（検察官）であること、序印があることを確認
- 罪名、原裁判官（裁判官名が記載されていないこともある）、勾留日、何に対する準抗告申立てかを確認する。
- 地裁「む」で立件
- 原裁判官に通知したこと付記





見本記録

千葉地方裁判所八日市場支部

裁判官	乙田一子		書記官	日直書記官	係	
受理年月日 事件番号	28・2・27 平成28年(む) 第1202号					
事件名	勾留却下の裁判に対する準抗告					
請求者等	和光研司					
被請求者等	被請求者等欄は手書きで被疑者 氏名を記載してください。 被疑者 甲野次郎					
弁護人等						
検察官						
原裁判官						
基本事件	28・2・18 受理 千葉地方裁判所八日市場支部 平成28年(る) 第4号 傷害					
備考						
保存	始期	年 月 日	終期	年 月 日		



準抗告及び裁判の執行停止申立書（甲）

①

平成28年2月27日

千葉地方裁判所八日市場支部 御中

② 千葉地方検察庁八日市場支部
検察官 検事 和光研司 ㊞

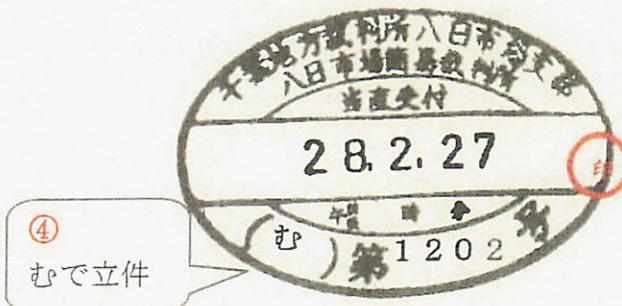
被疑者甲野次郎に対する傷害被疑事件について、八日市場簡易裁判所裁判官乙田一子が平成28年2月26日になした勾留請求却下の裁判に対し上記のとおり準抗告を申し立て、
③ とせて上記裁判の執行停止を求める
③

第1 申立ての趣旨

- 1 被疑者は、罪を犯したと疑うに足りる相当の理由があるのみならず、
刑事訴訟法60条1項第2、3号該当することが顕著であるのに、これらを必要なしとして勾留請求を却下したことは、判断を誤ったものであるから、上記裁判を取り消した上、勾留状の発付を求める。
- 2 上記勾留請求却下の裁判により直ちに被疑者を釈放するときは、本件準抗告が容認されても被疑者が家族と謀って罪証を隠滅し、あるいは刑責を逃れるため逃走するなど、事後の捜査に重大な支障を来すおそれがあるので、本件準抗告の裁判があるまで勾留請求却下の裁判の執行停止を求める。

第2 理由

別紙のとおり



平成 28年（む）第 1202号

決 定

被疑者 甲野次郎

上記の者に対する傷害被疑事件について、平成 28年 2月 27日八日市場簡易裁判所裁判官乙田一子がなした勾留請求却下の裁判に対し、千葉地方検察庁八日市場支部検察官和光研司から準抗告の申立て及び同裁判の執行停止申立てがあったので、下記のとおり決定する。

主 文

本件準抗告の裁判があるまで、勾留請求却下の裁判の執行を停止する。

平成 28年 2月 27日

八日市場簡易裁判所

裁判官 乙田一子

即日検察庁に謄本送付済 裁判所書記官⑩

刑事係のゴム印を
利用してください

職権を発動しない
平成28年2月27日
八日市場簡易裁判所
裁判官 乙田一子印

同日検察官に対し通知済 印

準抗告及び裁判の執行停止申立書（甲）

平成28年2月27日

千葉地方裁判所八日市場支部 御中

千葉地方検察庁八日市場支部
検察官 検事 和光研司印

被疑者甲野次郎に対する傷害被疑事件について、八日市場簡易裁判所裁判官乙田一子が平成28年2月26日になした勾留請求却下の裁判に対し、下記のとおり準抗告を申し立て、併せて上記裁判の執行停止を求める。

第1 申立ての趣旨

- 1 被疑者は、罪を犯したと疑うに足りる相当の理由があるのみならず、
刑事訴訟法60条1項第2、3号該当することが顕著であるのに、これらを必要なしとして勾留請求を却下したことは、判断を誤ったものであるから、上記裁判を取り消した上、勾留状の発付を求める。
- 2 上記勾留請求却下の裁判により直ちに被疑者を釈放するときは、本件準抗告が容認されても被疑者が家族と謀って罪証を隠滅し、あるいは刑責を逃れるため逃走するなど、事後の捜査に重大な支障を来すおそれがあるので、本件準抗告の裁判があるまで勾留請求却下の裁判の執行停止を求める。

第2 理由

別紙のとおり



即日原裁判官に通知済
裁判所書記官印

平成 30. 8. 3 地裁庶務課長メモ

【重要】休日における準抗告事件の記録使送について

休日に準抗告の申立がされ、休日の間に本庁当直室へ事件記録を使送すことになった場合には、事前に千葉地裁総務課長から旅行命令の口頭発令を受ける必要があります。

記録使送をする職員は、本庁の当直職員に対して、①今から準抗告記録を持参するために出発すること、②本庁の当直職員から地裁総務課長（または緊急連絡網記載の総務課職員）に対して、「八日市場支部に準抗告があり、本日同事件が八日市場支部から千葉地裁本庁に回付になったこと、同記録は本日本庁当直に持参される予定であること、前記事情から、八日市場支部の使送職員〇〇〇〇に対し、刑事事件における準抗告記録の記録使送の旅行命令の口頭発令をされたい。」との伝言をするよう依頼してください。

記録使送をする職員は、
出発してください。なお、本庁当直職員に対して、上記連絡をしたこと、連絡した時刻等のメモを残してください。

(平成 30 年 8 月 3 日 千葉地裁総務課庶務係長回答)

(別 紙)

記 錄 受 領 書

貴庁（□八日市場支部・簡裁, □木更津支部・簡裁, □市川簡裁,
□) 令和 年 月 日付けの決定
(□勾留, □勾留却下, □保釈許可, □保釈却下, □) に
に対する準抗告申立にかかる一件記録等については, 令和 年
月 日午後 時 分に受領しました。

□千葉地方裁判所刑事訟廷事務室 ()
□千葉地方裁判所当直事務室 ()
□ 裁判所 係 ()

※ 受領書作成者は、() 内に押印又は署名をしてください。